

第29期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 主要な事業内容
- (2) 主要な営業所
- (3) 従業員の状況
- (4) 主要な借入先
- (5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 会社の株式に関する事項

3. 会社の新株予約権等に関する事項

4. 会計監査人に関する事項

5. 業務の適正を確保するための体制

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

キャリアリンク株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、事務系人材サービス事業及び製造系人材サービス事業であります。

なお、事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業部門	事業内容
事務系人材サービス事業	BPO（注1）関連事業部門	当事業部門では、BPO事業者（注2）が請け負ったBPO業務への人材派遣、並びに、地方自治体及び企業等の業務プロセスの一部についての企画提案型の人材派遣及び業務請負を行っております。
	CRM（注3）関連事業部門	当事業部門では、テレマーケティング事業者が請け負ったテレマーケティング業務（注4）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等のコンタクトセンター（注5）への人材派遣並びに人材紹介を行っております。
	一般事務部門	当事業部門では、一般事務（注6）に関する人材派遣、請負及び人材紹介等を行っております。
製造系人材サービス事業		当事業では、食品加工及び製造加工に関わる業務への人材派遣及び請負を行っております。

- (注) 1. BPO（Business Process Outsourcing）とは、地方自治体及び企業等の業務プロセスの一部について、業務処理の企画・設計から実施までを含めて外部委託することをいいます。
2. BPO事業者とは、地方自治体及び企業等に対して業務効率化等の企画提案を行ったうえで、BPO業務を受託する者をいいます。
3. CRM（Customer Relationship Management）とは、情報システムを応用して企業が顧客と長期的な関係を築く手法のことをいいます。具体的には、顧客データベースを元に、商品の売買から保守サービス、問い合わせやクレームへの対応など、個々の顧客との全てのやり取りを一貫して管理することをいいます。
4. テレマーケティング業務とは、消費者からの商品やサービスについての問い合わせ・苦情などの受付、通信販売の受注、市場調査等を電話等の手段を使い、顧客（企業等）に代わって行うサービスのことをいいます。
5. コンタクトセンターとは、企業内において、顧客への対応を専門に行う事業所、部門のことをいいます。
6. 一般事務とは、テレマーケティング（その付随業務を含む。）や食品加工及び製造加工現場作業以外の、人事・総務・経理業務や伝票集計、パソコン操作等のデスクワークをいいます。

(2) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京	都	新宿区
札	幌	支	店	札幌市中央区
仙	台	支	店	仙台市青葉区
大	阪	支	店	大阪市北区
福	岡	支	店	福岡市中央区
沖	縄	支	店	沖縄県那覇市

② 子会社

名	称	所	在	地
キャリアリンクファクトリー	(株)	兵庫	県	姫路市
(株)ジャパン・ビジネス・サービス		東京	都	江東区

(3) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
898名	30名減

（注）従業員数には、正社員のほか契約社員、社外から当社グループへの出向者を含み、兼務役員、臨時従業員（パートタイマー）及び就業スタッフは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
687名	51名減	37.5歳	4.3年

（注）従業員数には、正社員のほか契約社員、社外から当社への出向者を含み、兼務役員、臨時従業員（パートタイマー）及び就業スタッフは含んでおりません。

(4) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	217,024千円
株式会社三菱UFJ銀行	217,000千円
株式会社みずほ銀行	195,060千円

（注）運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 790,000千円
借入実行残高 36,000千円
差引額 754,000千円

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,600,700株（自己株式729,016株を含む）
- (3) 株主数 17,324名（前事業年度末比3,232名増）
- (4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
スマートキャピタル株式会社	5,398,000	45.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	741,500	6.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	317,200	2.67
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	157,531	1.33
キャリアリンク従業員持株会	125,132	1.05
成澤素明	113,700	0.96
島健人	102,400	0.86
原信夫	87,800	0.74
野村信託銀行株式会社（投信口）	55,400	0.47
森村夏実	55,300	0.47

（注）1. 当社は、自己株式729,016株（発行済株式総数の5.79%）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

	2016年 株式報酬型 新株予約権	2020年2月 株式報酬型 新株予約権	2021年5月 株式報酬型 新株予約権	2022年6月 株式報酬型 新株予約権	2024年7月 株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2016年4月14日	2020年1月31日	2021年4月19日	2022年5月13日	2024年6月26日
保有者数取締役 （監査等委員及び社 外取締役を除く）	1名	4名	4名	4名	4名
新株予約権の数	35個	99個	38個	59個	50個
新株予約権の目的で ある株式の種類と数	普通株式 7,000株 (注) 1 (新株予約権1個 当たり 200株)	普通株式 19,800株 (注) 1 (新株予約権1個 当たり 200株)	普通株式 7,600株 (注) 1 (新株予約権1個 当たり 200株)	普通株式 11,800株 (注) 1 (新株予約権1個 当たり 200株)	普通株式 5,000株 (注) 1 (新株予約権1個 当たり 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個 当たり155,100円	新株予約権1個 当たり89,600円	新株予約権1個 当たり406,000円	新株予約権1個 当たり346,200円	新株予約権1個 当たり238,700円
新株予約権の行使に 際して出資される財 産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	2016年5月18日 から 2046年5月17日 まで	2020年2月27日 から 2050年2月26日 まで	2021年5月15日 から 2051年5月14日 まで	2022年6月7日 から 2052年6月6日 まで	新株予約権の割当 日以降、最初に到 来する定時株主総 会の翌日から30日 (30日目が休日に 当たる場合には前 営業日) 以内
新株予約権の行使の条件	(注) 2(1)	(注) 2(1)	(注) 2(1)	(注) 2(1)	(注) 2(2)

(注) 1. 当社は、2016年6月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数は、分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の割当日以降、最初に到来する定時株主総会の翌日から30日（30日目が休日に当たる場合には前営業日）以内に新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(1)(2)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承

認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況**
該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性について、取締役、社内関係部署から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の職務遂行状況を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び当社子会社は、取締役、執行役員を含む使用人（以下、「使用人」という。）全員に対して定めた当社グループの企業理念・行動規範を遵守し、それらの実施については、取締役及び執行役員が自ら率先垂範し、企業理念・行動規範を社内情報共有システムへ配信するとともにクレドカードを配布するなど、使用人に対してその周知徹底を図る。
 - b. 当社は、当社グループのコンプライアンス規程を当社グループの全ての役職員に周知徹底するとともに、当社子会社のコンプライアンス委員会における決議・決定事項を当社コンプライアンス委員会へ報告させることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制の実効性を確保する。
 - c. 当社の内部統制システムを整備・運用・向上させるために設置した内部統制推進委員会は、その活動経過及び内容について会計監査人と協議し、社長に報告し承認を得る。
 - d. 内部監査室は、当社子会社を含めた内部統制システムの整備・運用状況監査を実施し、その結果を社長に報告し、併せて監査等委員会との定期会合において内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行う。
 - e. 当社及び当社子会社の取締役及び執行役員は、当社グループ全体における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく当社の取締役会において報告する。
 - f. 当社及び当社子会社は、内部通報規程に規定している法令違反その他コンプライアンスに関する当社グループの内部通報制度を活用し、その有効性を確保する。
 - g. 当社及び当社子会社は、反社会的勢力対応規程に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請は断固として排除する。
 - h. 監査等委員会は、当社及び当社子会社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求めることができる。
- ② 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社及び当社子会社は、資金管理、資産活用、個別取引、事故、災害その他企業活動全般に関わる個々のリスクについて定めた当社グループの危機管理規程並びに与信管理規程に則り、リスクの認識・識別、分析・評価を行うとともに、既存の個別リスク

に応じた総括的な形態別事業リスク分類に基づきカテゴリーごとに決められた管理責任者により、リスク管理体制を整備・維持・運用する。

- b. 当社及び当社子会社は、不測の事態を想定して定めた当社グループの危機管理規程に則り、不測の事態が発生した場合には、同規程に基づき社長を本部長とした対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行う基幹システムの適正な運用により、厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に関わる重要文書を保存し、文書管理規程に基づき、以下の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じ10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 稟議書
 - (d) 重要な契約書
 - (e) 連結決算を含む会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告、附属明細書、個別注記表、勘定科目明細書、その他決算書類
 - (f) 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- b. 当社は、情報セキュリティ規程、個人情報適正管理規程を適正に運用し、会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会の運営について定めた取締役会規程に則り、取締役会を原則月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、社外取締役の参加により、経営の透明性及び健全性の維持に努める。また、当社の取締役会は、当社子会社における経営の意思決定及び取締役の職務執行の管理・監督を行う。
- b. 当社及び当社子会社は、職務権限規程及び各取締役の職務分掌により、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- c. 当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、業務執行に係る責任と役割を明確にし、意思決定、業務執行の迅速化を図るため設置された執行役員制度のもと、執行役員は、取締役会から委嘱された範囲内で職務を執行する。
- d. 当社は、当社グループの中期経営計画及び同計画に基づく各年度利益計画を策定し、予算制度に基づく適正な経営管理に努める。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社子会社の取締役・監査役（若しくは監査等委員）を当社から派遣することにより、当社子会社の業務執行の監督若しくは経営の監視を行う。
 - b. 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会で事前協議を実施し、又は定期的に報告する体制を構築する。
 - c. 内部監査室は、法令、定款及び社内規程の遵守体制の有効性について、当社グループ全体の監査を実施し、是正・改善の必要がある場合、速やかにその対策を講じるよう適切な指摘や指導を行う。
 - d. 当社は当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持するため、当社子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会の補助使用人を置く。
 - b. 監査等委員会の補助使用人の指揮命令権は監査等委員会に帰属し、任命、解任、人事異動、評価等は監査等委員会の同意のうえ、取締役会が決定することとし、監査等委員会の補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
 - c. 監査等委員会は、補助使用人等に対し、職務に必要な事項を指示することができ、当該使用人は、指示された職務について、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとする。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社の取締役は、取締役会において、適時、担当する業務の執行状況を報告する。
 - b. 当社の取締役及び使用人は、常勤監査等委員が出席する執行役員会等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。なお、監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - c. 当社及び当社子会社の取締役及び執行役員は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体における重大な法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告する。
 - d. 監査等委員会は、監査等委員会に報告した者が、不利な取扱いを受けることのないよう規程の運用状況を監視し、公平性を確保する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員会の必要に応じて外部専門家に相談ができる体制を確保するための体制
- a. 監査等委員会は、代表取締役との定期的な協議、取締役及び執行役員との意見交換を通じて意思疎通を十分に図る。
 - b. 内部監査室は、監査等委員会との定期的な会合を通じて意見交換を行うとともに、内部監査の結果を適時・適切に監査等委員会に報告する。
 - c. 監査等委員は、当社の重要な意思決定の文書である稟議書、議事録を閲覧し、常勤監査等委員は、その他に内部統制に関わる各種会議及び主要会議体に出席する。
 - d. 監査等委員会は職務執行に当たって、当社が委託する外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等）のほか監査等委員会が独自に相談できる外部専門家との連携を図る。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - b. 当社は、監査等委員が、職務執行の必要に応じて独自に外部専門家を利用することを求めた場合は、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を負担する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関わる内部統制が有効に行われる体制を整備、維持する。

(2) 内部統制システムの整備に関する基本方針の運用状況

当事業年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は当事業年度において16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ② 監査等委員会は当事業年度において13回開催し、子会社を含む監査方針、監査計画を協議決定し、常勤監査等委員が重要な社内会議へ出席するとともに、子会社を含む業務及び財産の状況、取締役（監査等委員を除く。）の職務執行及び法令・定款等の遵守についての監査を実施いたしました。また、監査等委員会は、代表取締役と毎月意見交換を行うほか、内部監査室及び会計監査人との連携による意見交換・情報交換を行うことで、監査の実効性を高めており、さらに、コンプライアンス体制の実効性を確保するた

め、法務部との月次報告会を実施し、意見交換いたしました。

- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき子会社を含めた監査を実施し、その監査結果を代表取締役報告するとともに、内部統制評価基本計画書に基づき、財務報告の信頼性に及ぼす統制上の要点について、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。
- ④ コンプライアンス委員会は当事業年度において12回開催し、子会社を含めたコンプライアンスに関する施策、監視及び実施状況について取締役会へ報告いたしました。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス意識の一層の向上のため、子会社を含め、社員教育内容の充実を図り、職位に応じた研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の浸透・高揚に努めました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との関係遮断についての基本方針

当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。

② 整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係排除は企業としての重要な社会的責任と強く認識し、行動規範には公正な取引などとともに反社会的行為への関与の禁止を明記し、役員及び従業員にそれらの周知徹底を図っております。実務面では、新規取引先については、取引開始前にインターネット検索サイトなどを利用して反社会的勢力に該当しないかの調査を行うことを与信管理規程及び購買管理規程に規定し、取引先との間で反社会的勢力排除条項の入った契約書又は覚書を締結するほか、反社会的勢力による不当要求など万一の場合に備えて、反社会的勢力対応マニュアルを整備しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入する等外部専門機関との連携、情報収集に努めております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	405,967	247,261	14,085,010	△443,764	14,294,474
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,424,062		△1,424,062
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,829,532		1,829,532
自 己 株 式 の 取 得				△7	△7
新株予約権の発行					－
新株予約権の行使	6,381	6,381			12,762
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	6,381	6,381	405,469	△7	418,224
当 期 末 残 高	412,348	253,642	14,490,479	△443,771	14,712,698

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	40,173	40,173	59,720	81,384	14,475,753
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,424,062
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					1,829,532
自 己 株 式 の 取 得					△7
新株予約権の発行			12,140		12,140
新株予約権の行使			△12,757		4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,282	3,282		16,257	19,539
当 期 変 動 額 合 計	3,282	3,282	△616	16,257	437,147
当 期 末 残 高	43,455	43,455	59,103	97,642	14,912,900

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

キャリアリンクファクトリー株式会社
株式会社ジャパン・ビジネス・サービス
東京自動車管理株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

定額法による償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産
直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につ
いては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3～18年

車両運搬具

5～6年

工具、器具及び備品

2～15年

b. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては社内における利用可能期間
（5年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、通常の支払期限は、履行義務の充足時又は請求時から概ね1ヵ月以内であり、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

a. 人材派遣

当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフが、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する取引となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されるため、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

b. 請負

主に地方自治体や民間企業等に向けて、マイナンバー関連案件や給付金支給関連案件等のコールセンター・審査業務、申請受付窓口業務、事務処理業務を中心としたサービスの提供を行っております。業務の進捗につれて履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。主として、契約金額を契約期間全体の日数で按分して、各月の収益を認識することとしております。また、請求金額が、人数や日数などの実績工数に契約単価を乗じて算出される取引については、毎月の実績に応じて収益を認識しております。

c. 人材紹介

社員の採用を希望する顧客に対して、顧客が求めるスキルに合致した候補者（転職希望者）を選定し、紹介する取引となります。候補者（転職希望者）の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、入社した時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	計
	事務系人材 サービス 事業	製造系人材 サービス 事業		
売上高				
人材派遣	16,532,181	7,458,182	—	23,990,364
請負	15,942,367	13,309	283,861	16,239,539
紹介予定派遣	30,671	—	—	30,671
人材紹介	76,947	60,150	—	137,097
顧客との契約から生 じる収益	32,582,168	7,531,643	283,861	40,397,672
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	32,582,168	7,531,643	283,861	40,397,672

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、東京自動車管理株式会社における自動車管理事業であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,997,224	6,616,248
契約資産	622,886	505,331
契約負債	194,482	79,703

契約資産は主に請負事業に関連して認識したものであり、履行義務の充足に従って認識した収益のうち、顧客に請求する日より前にかかる部分であります。また、契約負債に関しましても主に請負事業に関連して認識した顧客からの前受金であります。

当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていた金額は、当連結会計年度において全て収益に認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1 年以内	2,287,467
1 年超 2 年以内	1,701,800
2 年超 3 年以内	584,899
3 年超	71,305
合計	4,645,472

3. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

建物	260,571千円
車両運搬具	28,646千円
工具、器具及び備品	290,144千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 12,600,700株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2024年 6月26日 定時株主総会	普通株式	1,424,062千円	120.00円	2024年 3月31日	2024年 6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2025年 6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,424,602千円	120.00円	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 51,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入、社債発行により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金、長期借入金、未払法人税等、未払消費税等については流動性リスクに、また、長期借入金については、支払金利の変動リスクにも晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

営業管理規程、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 流動性リスクの管理

借入金、未払金に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、十分な手許現預金と未使用の当座貸越契約で十分に備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

- ⑤ 信用リスクの集中
該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	653,164	649,055	△4,108
負債計	653,164	649,055	△4,108

(注) 1.「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,724,275	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	7,121,580	—	—	—
合計	178,845,855	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	253,132	200,032	140,000	60,000	—	—
合計	253,132	200,032	140,000	60,000	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	649,055	－	649,055
負債計	－	649,055	－	649,055

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,242円97銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 154円12銭

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 の 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	405,967	252,326	252,326	13,354,094	13,354,094
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△1,424,062	△1,424,062
当 期 純 利 益				1,672,162	1,672,162
自 己 株 式 の 取 得					
新 株 予 約 権 の 発 行					
新 株 予 約 権 の 行 使	6,381	6,381	6,381		
当 期 変 動 額 合 計	6,381	6,381	6,381	248,100	248,100
当 期 末 残 高	412,348	258,707	258,707	13,602,194	13,602,194

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△443,764	13,568,623	59,720	13,628,344
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△1,424,062		△1,424,062
当 期 純 利 益		1,672,162		1,672,162
自 己 株 式 の 取 得	△7	△7		△7
新 株 予 約 権 の 発 行		－	12,140	12,140
新 株 予 約 権 の 行 使		12,762	△12,757	4
当 期 変 動 額 合 計	△7	260,855	△616	260,238
当 期 末 残 高	△443,771	13,829,478	59,103	13,888,582

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 満期保有目的の債券 定額法による償却原価法
- b. 子会社株式 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- a. 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- b. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、通常の支払期限は、履行義務の充足時又は請求時から概ね1ヵ月以内であり、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

a. 人材派遣

当社と雇用契約を締結した派遣スタッフが、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する取引となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されるため、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

b. 請負

主に地方自治体や民間企業等に向けて、マイナンバー関連案件や給付金支給関連案件等のコールセンター・審査業務、申請受付窓口業務、事務処理業務を中心としたサービスの提供を行っております。業務の進捗につれて履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。主として、契約金額を契約期間全体の日数で按分して、各月の収益を認識することとしております。また、請求金額が、人数や日数などの実績工数に契約単価を乗じて算出される取引については、毎月の実績に応じて収益を認識しております。

c. 人材紹介

社員の採用を希望する顧客に対して、顧客が求めるスキルに合致した候補者（転職希望者）を選定し、紹介する取引となります。候補者（転職希望者）の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、入社した時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	175,371千円
車両運搬具	18,836千円
工具、器具及び備品	230,565千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	3,635千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	
売上原価	1,405千円
販売費及び一般管理費	△21,889千円
営業取引以外の取引	
受取配当金	138,955千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 729,016株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	29,164千円
賞与引当金	72,723千円
関係会社株式	31,577千円
資産除去債務	48,438千円
株式報酬費用(新株予約権)	18,630千円
減価償却超過額	63,085千円
その他	56,422千円
繰延税金資産小計	320,039千円
評価性引当額	△41,412千円
繰延税金資産合計	278,627千円
繰延税金負債	
その他	△23,380千円
繰延税金負債合計	△23,380千円
繰延税金資産の純額	255,247千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,164円91銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	140円87銭